# 令和９年度自動車税督促状、差押予告書及び警告書作成等業務委託に関する一般競争入札公告

令和９年度自動車税督促状、差押予告書及び警告書作成等業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月２４日

岐阜県自動車税事務所長　一柳　秀樹

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（IC カードが必要です。）で行う案件です。なお、電子手続によることができない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

※岐阜県電子調達システムで閲覧等する際は、令和８年度を選択してください。

１　一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和９年度自動車税督促状、差押予告書及び警告書作成等業務委託（単価契約）

(2) 業務の概要等

入札説明書による。

（督促状、差押予告書及び警告書の作成、封入封緘及び発送等）

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和９年１０月２９日（金）まで

(4) 納入場所

岐阜県自動車税事務所、岐阜県岐阜市清住町１丁目３番２号　日本郵便株式会社岐阜中央郵便局。

２　入札参加者の資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

３　入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

住所　〒501－6192　岐阜県岐阜市日置江 2648－3

部署　岐阜県自動車税事務所　総務課税課　収納係

電話番号　058－279－3781（自動応答「１」）

ＦＡＸ番号　058－279－5677
E-mail　　c21309@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月１５日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）の午前６時から午後１１時まで　ただし、初日は電子調達システム（入札情報公開システム）公開後とする

イ　交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

電子メールによる交付を希望する場合は上記３の(1)に申し出ること。

なお、電子メールによる交付は、交付時間を午前９時から午後５時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア　日　　時　令和８年１１月３０日（月）午前９時３０分

イ　場　　所　岐阜県岐阜市日置江 2648－3
岐阜県自動車税事務所　小会議室（２階）

(4) 競争入札参加資格の確認

ア　入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を３の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ　提出期限　令和８年１２月１５日（火）午後５時まで

（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により申込みを行う場合にあっては、上記期限までに３の(1)に到達したものを有効とする。）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ　入札参加資格の確認結果は、令和８年１２月１８日（金）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加資格を辞退する場合は、入札等・契約辞退届（様式３）を入札執行日時までに３の（１）まで提出すること。

(5) 入札の日時及び場所

ア　日　　時　令和８年１２月２４日（木）午前１０時

（入札を電子手続又は郵便等で行う場合は、令和８年１２月２４日（木）午前９時までに３の(１)に必着のこと。）

イ　場　　所　岐阜県岐阜市日置江 2648－3
岐阜県自動車税事務所　小会議室（２階）

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに３の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

３の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア　入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ　入札書の記載

入札書に記載する金額は、業務項目別単価と予定数量の積を求め、全業務項目につきこれを合算した金額（以下「予定総額」という。）とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

エ　落札者の決定方法

（ア）落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の金額をもって入札した者とする。また、当該委託業務は予定総額の最低の入札をした者を落札者とし、業務項目別に落札者を決定することはない。

（イ）最低の金額をもって入札した者が２人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（ウ）落札者がないときは、直ちに再度の入札行う。再度の入札は、原則として１回とする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

オ　入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

カ　入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

キ　落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として１週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4　その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を契約するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに３の（１）に「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 郵便等により入札書を提出するときは、入札案件名及び入札参加資格者名を記載した中封筒に入札書を封緘し、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。なお、 電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

　また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) 留意事項

　令和９年第１回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、入札の執行をとりやめることがある。

(8) その他詳細については、入札説明書による。